平成18年海事代理士試験口述試験問題及び模範解答

注意:口述試験の問題についてはテーマです。試験官は、このテーマに沿って出題し、 解答例を念頭に置いた質問を実施しました。

○船舶法

凡例:「法」とは、船舶法をいう。

「則」とは、船舶法施行細則をいう。

「登令」とは、船舶登記令をいう。

間 日本船舶の国籍要件について(法1条)

解答例

- ① 官公庁船(国又は地方公共団体の所有する船舶)
- ② 日本人の所有する船舶
- ③ 日本の法令で設立された会社であって、当該会社の代表者(代表取締役)の 全員及び業務を執行する役員(代表取締役を含む取締役)の3分の2以上の者 が日本人であるものの所有する船舶
- ④ 日本の法令で設立された法人(会社を除く。)であって、 当該法人の代表者 の全員が日本人であるものの所有する船舶
- 問 船舶国籍証書の検認を受けなければならない期日について(法5条/2) 解答例
 - ① 船舶国籍証書の交付を受けた日又は前回検認を受けた日から、
 - ② 総トン数100トン以上の鋼製船舶は4年を、
 - ③ 総トン数100トン未満の鋼製船舶は2年を、
 - ④ 木製船舶は1年を、
 - ⑤ 経過した後、国土交通大臣の定める期日(又は船籍港を管轄する管海官庁により延期された期日)
- 問 船舶国籍証書の交付を受けている船舶の所有者が抹消登録を申請すべき場合について(法14条)

- ① 滅失
- ② 沈没
- ③ 解撤
- ④ 国籍喪失

- ⑤ 3ヶ月存否不明
- ⑥ 船舶法第20条に掲げる船舶(総トン数20トン未満又は端舟ろかい舟)に なった場合
- 問 船舶法による総トン数の測度や登録に関する規定が適用されない船舶について (法20条)

解答例

- ① 総トン数20トン未満の船舶
- ② 端舟(推進機関及び帆船にあっては帆装を有しないもの)
- ③ 櫓櫂のみをもって運転する舟
- ④ 主として櫓櫂をもって運転する舟
- 問 日本船舶を取得してから船舶国籍証書の交付を受けるまでの所要の手続について (法4、5条、登令4条)

解答例

- ① 船舶所有者は、
- ② 日本国内に船籍港を定め、
- ③ 船籍港を管轄する管海官庁に、
- ④ 当該船舶の総トン数の測度を申請しなければならない。 (→測度実施→船舶件名書謄本等交付)
- ⑤ その後、船籍港を管轄する登記所に、
- ⑥ 当該船舶の所有権の保存登記を申請しなければならない。(→登記→登記済証交付)
- (7) 登記後、管海官庁に、
- ⑧ 当該船舶の登録を申請しなければならない。(→登録→船舶国籍証書交付)
- 問 船舶国籍証書の交付を受けている船舶の総トン数に変更があった場合の手続について(法9、10、11条、則31、35条)

- ① 船舶所有者は、
- ② 船籍港を管轄する管海官庁に、
- ③ 総トン数の改測を申請しなければならない。(→改測→総トン数計算書謄本、変更事項通知書)
- ④ その後、管海官庁に、
- ⑤ 変更登録を申請しなければならない。
- ⑥ 変更登録申請と同時に、
- ⑦ 船舶国籍証書の書換を申請しなければならない。(→管海官庁から船籍港を管轄する登記所に船舶表示変更登記を嘱託)
- ⑧ 書換後の船舶国籍証書の交付を受けたときは、遅滞なく書換前の船舶国籍証

書を返還しなければならない。

問 船舶国籍証書の交付を受けている船舶の所有者の住所に変更があった場合の手続 について(法10、11条、則31、35条、登令4条)

解答例

- ① 船舶所有者は、
- ② 船籍港を管轄する登記所に、
- ③ 所有者住所の変更の登記を申請しなければならない。
- ④ 登記後、管海官庁に、
- ⑤ 変更登録を申請しなければならない。
- ⑥ 変更登録申請と同時に、
- ⑦ 船舶国籍証書の書換を申請しなければならない。
- ⑧ 書換後の船舶国籍証書の交付を受けたときは、遅滞なく書換前の船舶国籍証書を返還しなければならない。
- 問 船舶国籍証書の交付を受けている船舶の船名を変更した場合の手続について (法 10、11 条、則 31、35 条)

解答例

- ① 船舶所有者は、
- ② 管海官庁に、
- ③ 変更登録を申請しなければならない。
- ④ 変更登録申請と同時に、
- ⑤ 船舶国籍証書の書換を申請しなければならない。(→管海官庁から船籍港を管轄する登記所に船舶表示変更登記を嘱託)
- ⑥ 書換後の船舶国籍証書の交付を受けたときは、遅滞なく書換前の船舶国籍証 書を返還しなければならない。
- 問 抹消登録を行わなければならない場合において、船舶所有者がその手続を行わな いときにとられる措置について(法 14 条)

解答例

- ① 管海官庁は、
- ② 1ヶ月以内に抹消登録の手続を行うべきことを、
- ③ 船舶所有者に催告し、
- ④ 正当な理由なくしてなお船舶所有者が手続を行わないときは、
- ⑤ 職権をもって抹消の登録を行うことができる。
- 問 船舶国籍証書の書換又は再交付が必要となる場合について(法 11、12条) 解答例

(船舶国籍証書の書換について)

① 船舶国籍証書の記載事項に変更を生じた場合

- ② 船舶国籍証書が毀損した場合 (船舶国籍証書の再交付について)
- ③ 船舶国籍証書が滅失した場合
- 問 船舶国籍証書を管海官庁に返還しなければならない場合について

(法14条、則35、36条)

解答例

- ① 船舶登録を抹消した場合
- ② (記載事項変更又は毀損による) 船舶国籍証書の書換により新証書の交付を受けた場合
- ③ (外国の港で碇泊中又は外国に航行する途中に船舶国籍証書の毀損又は記載事項変更により) 仮船舶国籍証書の交付を受けた場合
- 問 仮船舶国籍証書の有効期間について (法17、18条、則38条)

解答例

- ① 外国において交付する場合は1年以内で、
- ② 国内において交付する場合は6ヶ月以内で、
- ③ 船籍港に到着できる期間又は船舶国籍証書の交付を受けることができる期間を標準として管海官庁が定める期間

(ただし、船舶が船籍港に到着したときは、有効期間満了前でも効力を失う。)

問 信号符字を点附する船舶について(則18条)

解答例

- ① 総トン数100トン以上の船舶
- ② 総トン数100トン未満の船舶で、船舶所有者から申請のあったもの
- 間 船体に標示する船名に使用できる文字について(則44条)

- ① 漢字
- ② 平仮名
- ③ 片仮名
- ④ アラビア数字
- ⑤ ローマ字
- ⑥ 国土交通大臣の指定する記号(アンパサンド、アポストロフィー、コンマ、ハイフン、ピリオド及び中点)

○船舶安全法

以下の質問の内、5問選択し質問しました。

問 船舶安全法の目的を述べよ。

解答例

- * 船舶の堪航性を保持し且つ人命の安全を保持させる。
- 問 船舶検査の執行官庁は、どの管海官庁になるか述べよ。(船舶検査の申請はどの管 海官庁となるか述べよ。

解答例

- * 船舶の所在地を管轄する管海官庁(地方運輸局長(運輸監理部長を含む。))
- 問 船舶安全法において、旅客船とはどのような船舶をいうか述べよ。 解答例
 - * 12人を超える旅客定員を有する船舶
- 問 船舶安全法第5条に定められている検査の種類を5つ述べよ。 解答例
 - * 定期検査、中間検査、臨時検査、臨時航行検査、特別検査
- 問 船舶検査証書に記載される航行上の条件を4つ述べよ。

解答例

- ① 航行区域又は従業制限
- ② 最大搭載人員
- ③ 制限気圧
- ④ 満載喫水線の位置
- ⑤ その他の航行上の条件
- 問 満載喫水線の表示義務のある船舶を1つ述べよ。

解答例

- ① 遠洋区域または近海区域を航行区域とする船舶
- ② 沿海区域を航行区域とする長さ24メートル以上の船舶
- ③ 総トン数20トン以上の漁船
- 問 臨時検査はどのようなときに受検しなければならないか1つ述べよ。

解答例

① 法第2条1項に掲げられた事項又は無線電信等について、命令の定める改造 又は修理を行う場合

- ② 満載喫水線の位置を変更しようとする場合
- ③ 船舶検査証書に記載された条件を変更しようとする場合
- 問 型式承認についてどのような制度であるか述べよ。

解答例

- * 命令で定められた物件について、製造者が国土交通大臣の型式承認を受け、 国土交通大臣の登録を受けた者等の検定を受け、これに合格した場合には法 第5条等の検査を省略するという検査の合理化制度である。
- 問 法第6条第3項に基づく検査(予備検査)はどのような検査か述べよ。 解答例
 - * 法第2条第1項に掲げる物件であって、命令で定めるものは船舶の特定前であっても検査を受けることができるという検査の合理化制度である。

本検査は、船舶所有者または船舶の製造者以外のものであっても受検することができ、合格した事項については、法第5条等に基づく検査が省略される。

○船員法

問 船員法において船長が船内に備え置くことが義務づけられている書類を2つ述べよ。

解答例

- ①船舶国籍証書又は船員法施行規則第9条に定める証書(仮船舶国籍証書等)
- ②海員名簿
- ③航海日誌
- ④旅客名簿
- ⑤積荷に関する書類
- 問 雇入契約の成立があったとき、通常それを届け出なければならない申請者、及び その際に提示しなければならない書類とは何か述べよ。

解答例

* 申請者:船長(船長が届け出ることができないときは、船舶所有者)

書 類:海員名簿(船員手帳、その他必要な書類)

問 船長の命令による作業のうち、海員の時間外労働に伴う割増手当が適用除外となる作業について2つ述べよ。

解答例

- ① 人命、船舶若しくは積荷の安全を図るため又は人命若しくは他の船舶を救助するため緊急を要する作業
- ② 防火操練、救命艇操練その他これらに類似する作業
- ③ 航海当直の通常の交代のために必要な作業
- 問 海員が、船員法第64条の2の労使協定に基づき、労働時間の制限を超えて作業 に従事した場合に船舶所有者が支払わなければならない割増手当の金額について述 べよ。

解答例

- * 通常の労働時間の報酬の計算額の3割増の額
- 問 船員法で定める災害補償にはどのようなものがあるか、4つ述べよ。

- ① 療養補償
- ② 傷病手当
- ③ 予後手当
- ④ 障害手当
- ⑤ 行方不明手当
- ⑥ 遺族手当

⑦ 葬祭料

問 船舶所有者又は船員法第97条第3項に規定する団体が就業規則を作成する際に 義務づけられた手続きについて述べよ。

解答例

- * その就業規則の適用される船舶所有者の使用する船員の過半数で組織する労働組合があるときは、その労働組合、船員の過半数で組織する労働組合がないときは、船員の過半数を代表する者の意見を聴かなければならない。
- 問 船員法上の事務のうち、国土交通大臣が市町村長を指定してこれらに行わせることができる事務のについて、2つ述べよ。

- ① 航行に関する報告(船員法第19条)の受理に関する事務
- ② 雇入契約の成立等の届出(法第37条)の受理及び雇入契約の確認(法第38条)に関する事務
- ③ 船員手帳(外国人に係るものを除く。)(船員法第50条第3項)の交付、訂正、書換及び返還に関する事務
- ④ 年少船員の認証(法第85条第3項)に関する事務

○船舶職員及び小型船舶操縦者法

凡例:「法」とは、船舶職員及び小型船舶操縦者法をいう。

「令」とは、船舶職員及び小型船舶操縦者法施行令をいう。

「則」とは、船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則をいう。

問 定義について(法2条②③、法2条④、則2条の7)

解答例

- * 船舶職員とは、船長、航海士、機関長、機関士、通信長、通信士、運航士
- * 小型船舶とは、
 - ① 総トン数20トン未満の船舶
 - ② 一人で操縦を行う構造の船舶でスポーツ又はレクリエーションの用のみに 供する長さ24メートル未満の船舶

問 法の適用について (法3条)

解答例

- * 船舶所有者に関する規定は、船舶共有の場合には船舶管理人に、船舶貸借の 場合は船舶借入人に適用
- 問 法が適用除外となる船舶について(則2条②)

解答例

* 長さ3メートル未満、推進機関の出力1.5キロワット未満の船舶 など

問 海技試験(操縦試験)について

(法23条の9②、則37条①、則52条、則98条)

解答例

- * 操縦試験は、身体検査、学科試験及び実技試験
- * 海技試験の筆記試験合格の有効期間は、筆記試験合格日から15年まで
- * 海技試験の申請書類は、海技試験を受ける地を管轄する地方運輸局を経由して国土交通大臣に提出
- * 一級小型船舶操縦士試験を受験できる年齢は、17歳9月以上
- 間 海技免状(操縦免許証)の有効期間の更新手続き等について

(法7条の2①③、則9条の3、則9条の5①、則9条の5の3)

- * 有効期間は5年
- * 更新申請ができる期間は、有効期間が満了する日以前1年以内から
- * 更新要件は、
 - ① 身体適性基準を満たす

- ② 乗船履歴を有する者、更新講習の課程を修了した者 など
- * 海技免状の更新に必要な乗船履歴は、総トン数20トン以上の船舶に船舶職員として1年以上乗り組んだ履歴 など
- * 更新期間前に更新申請ができる場合は、
 - ① 本邦以外の地に更新期間の全期間を通じて滞在する者の場合
 - ② 二以上の海技免状受有者で、一の海技免状が則9条の5による更新申請ができる場合 など
- 問 二級小型船舶操縦士の航行区域について(令別表第二備考2、則128条) 解答例
 - * 各海岸から5海里以内 など
- 問 小型船舶操縦者以外の乗船 (機関長の乗船)

(法23条の35①、令11条①、則125条)

解答例

- * 沿海区域の境界からその外側80海里以遠の水域(海岸から100海里以遠) を航行する場合
- 問 海技免許の限定の種類について(法5条②~⑥) 解答例
 - * 履歴限定、(船橋・機関) 当直限定、機関限定 など
- 問 操縦免許の限定の種類について

(法23条の3②、法23条の11 (法5条⑥準用)、則68条、則69条) 解答例

- *技能限定、設備等限定 など
- 問 平成15年6月以前の免許について(法14年経過措置政令1条) 解答例
 - * 旧四級小型船舶操縦士の免許は、現在、二級小型船舶操縦士及び特殊小型船舶操縦士とみなされる
- 問 海技免許の取消し等をすることができる場合(法10条) 解答例
 - * 船舶職員及び小型船舶操縦者法又はこの法律に基づく命令の規定に違反したとき
 - * 船舶職員としての職務又は小型船舶操縦者としての業務を行うに当たり、海 上衝突予防法その他の他の法令に違反したとき など
- 問 乗組み基準の特例が認められる場合(法20条、則63条)

解答例

- * 船舶が特殊の構造又は装置を有していること、航海の態様が特殊であること など
- 問 小型船舶操縦者の遵守事項(救命胴衣の着用義務)

(法23条の36④、則137条)

- * 航行中の特殊小型船舶に乗船している場合
- * 12歳未満の小児が航行中の小型船舶に乗船している場合
- * 適切な連絡手段を確保せずに、航行中の小型漁船に一人で乗船して漁ろうに 従事している場合 など